

1. 服装規定について

泉大津高校生としての誇りをもち、高校生らしく常に端正、清楚な身だしなみになるよう心がける。
本校指定の制服以外の着用は禁止する。また、制服の変形は一切認めない。

一. 制服の種類

・11月～4月

※ブレザー・ネクタイ・リボンを必ず着用する

・5月・10月（移行期間）

※夏服、冬服のどちらでも着用を認める

・6月～9月

※セーター・カーディガン・ベストは着用可能

※ネクタイ・リボンは着用自由

二. 防寒着について

・防寒着、防寒具は登下校の際のみ認め、朝の SHR 以降はすべて預かり指導を行う。

・防寒着は登下校の際のみ、ブレザーの上から着用を認める。

① 防寒着

オーバーコート、ハーフコート、ジャンパー等とする。但し、華美なものは禁止する。

② マフラー、手袋、帽子、ネックウォーマー等

三. ストッキング及びタイツ

・華美なものは禁止する。

四. 靴

・運動靴など学校生活にふさわしい靴を履くこと。サンダル、スリッパ類は禁止する。

五. 校章バッジ

・男女とも上着の左胸部につける。3年間、同色のものを定める。

六. 頭髪

・高校生らしく清潔・自然にする。脱色・染色・パーマ・過度なツブロック等は禁止する。

七. その他

・ピアス、華美な装飾品は禁止する。

2. 特別指導について

本校の規則に違反、または、以下のような本校生徒としてふさわしくない行為（触法行為を含む）のあった者には、特別指導を行う。

- 一 喫煙及びたばこ所持（電子たばこを含む）、喫煙具所持、喫煙同席
- 二 飲酒及び酒類所持、飲酒同席
- 三 万引き 窃盗
- 四 暴力行為（対教師暴力、喧嘩など）
- 五 いじめ
- 六 薬物乱用
- 七 単車、自動車の制服運転
- 八 暴走行為（共同危険行為）
- 九 脅迫、強要、恐喝
- 十 文書偽造
- 十一 SNS による誹謗中傷

十二 迷惑行為

十三 器物損壊

十四 考査不正行為（カンニング等）

※その他、学校生活上ふさわしくない行為

3. 遅刻指導について

- 一 8時35分のSHRでは自席についておく。
- 二 8時35分のSHRに遅れた生徒は、遅刻指導の対象となる。
- 三 遅刻生徒は職員室で指導を受けた後、入室許可証を持って教室（授業）に入る。
- 四 度重なる遅刻生徒には、遅刻特別指導を行う。
- 五 遅刻居残り指導日を設け、遅刻をしたときは放課後、課題を課す。

4. 自転車指導について

- 一 自転車を利用する場合は、必ず本校指定のステッカーを貼付する。
- 二 交通ルールを守り、危険な乗り方をしない。
- 三 登校後は各クラスの指定の場所に置き、施錠しておく。

5. 運転免許証の取得・運転について

「三ない運動」が原則であるが、やむを得ない事情があり、単車及び普通自動車の運転免許証を取得しなければならない場合は、以下のことに留意すること。

- 一 保護者了解のもとで行う。
- 二 責任と自覚のもとにルールを守り、安全運転に心がける。
- 三 単車及び普通自動車による通学は禁止する。また、制服での乗車も禁止する。